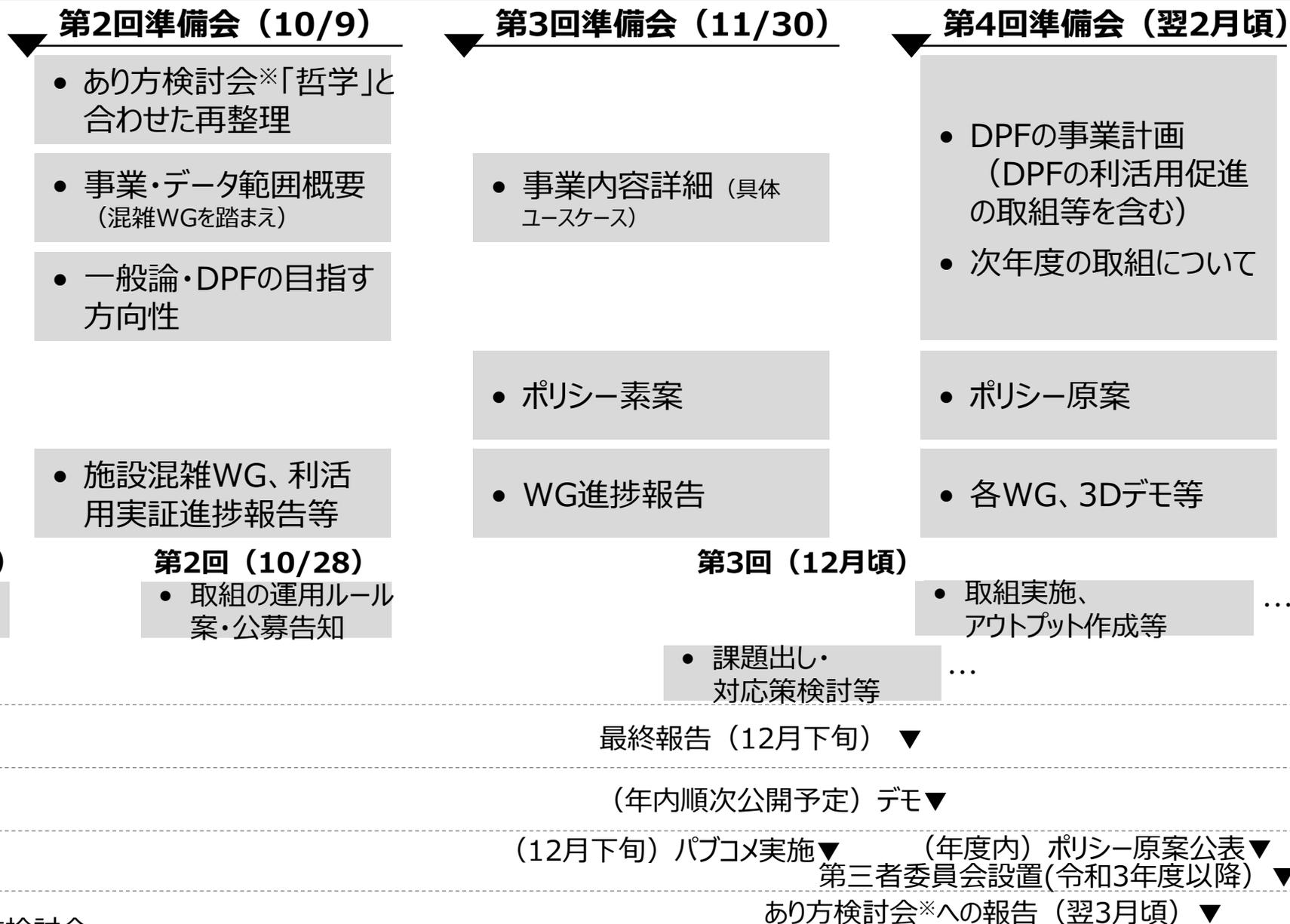


官民連携データプラットフォーム 運営に向けた準備会 事務局資料

2020/11/30

【今後の進め方（予定）】

準備会	プリンシプル
	事業内容
	アーキテクチャ
	運用ルール
	他事業進捗等



※「Society 5.0」社会実装モデルのあり方検討会

【振り返り】本日の議題に関連する、委員から頂いた主なご意見

主な合意事項

● データ整備事業の実施

- 「クレンジング・マスキング等が一番重要。データはオイルだと言うが、中間加工産業があつてこそ」
- 「クレンジング、整理などは意外と大変。そこをカバーしてもらえるのは大変ありがたい」等

…等

● データの取り扱い範囲の段階拡大 (匿名加工情報・個人情報順次扱うこと)

- 「個人に関わらないデータから始め、匿名加工情報、個人情報へと進むことに同意」等
- 「地域課題を解決には、行政データだけでは足りず、病院や個人にデータがあるケースが多い」等

…等

主な今後の議題

● 先行的に行う事業の詳細・分野

- 「最初にどういう分野から行っていくか」等

● DPFがコストカバーするための方法

- 「コストカバーのために収入が入る仕組みを考える必要あり」等

● インセンティブ・参加を促す仕掛け

- 「積極的なコミュニティの組織化が非常に重要」等

…等

● 個人情報を取り扱う段階の同意の取り方

- 「個人あるいはデータ提供者からどのように同意を得るのか」等

● DPFの責任・それを担保する体制

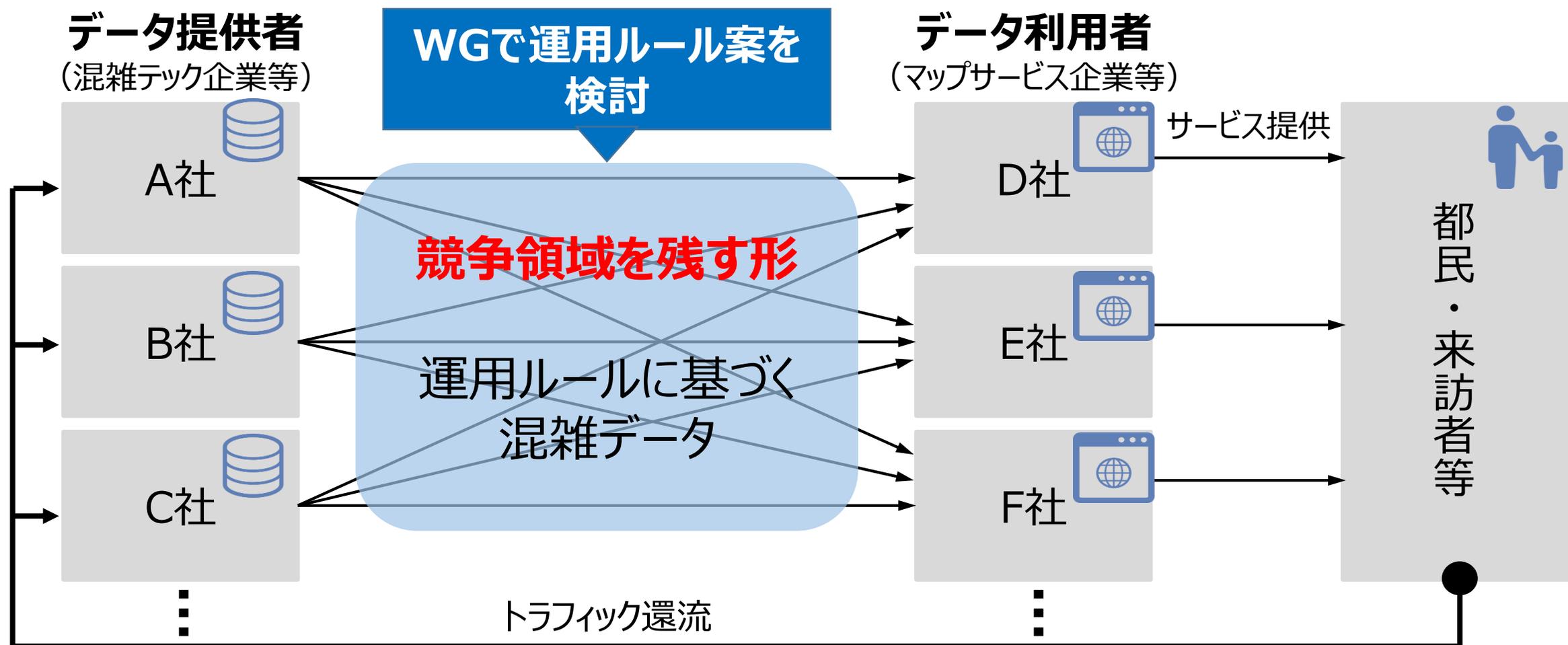
- 「個人情報を扱う際に大事なものは信頼性。どういうガバナンス体制を持っているか等が問われる」等

…等

本日、事業内容詳細・ポリシー素案等の議題で検討

【報告】施設系混雑WG 直近の取組予定

まずはファーストステップとして、ご参画いただける方々を広く募集し取組を展開する



※来年度以降、データ提供者・利用者間のデータ流通を促進する、データ流通基盤をDPFが構築する

【報告】施設系混雑WG 直近の取組への参加者・今後の予定

まずは下記4社と連携協定を結び、早期実現に向け取組を推進する

取組参加企業

データ 提供者

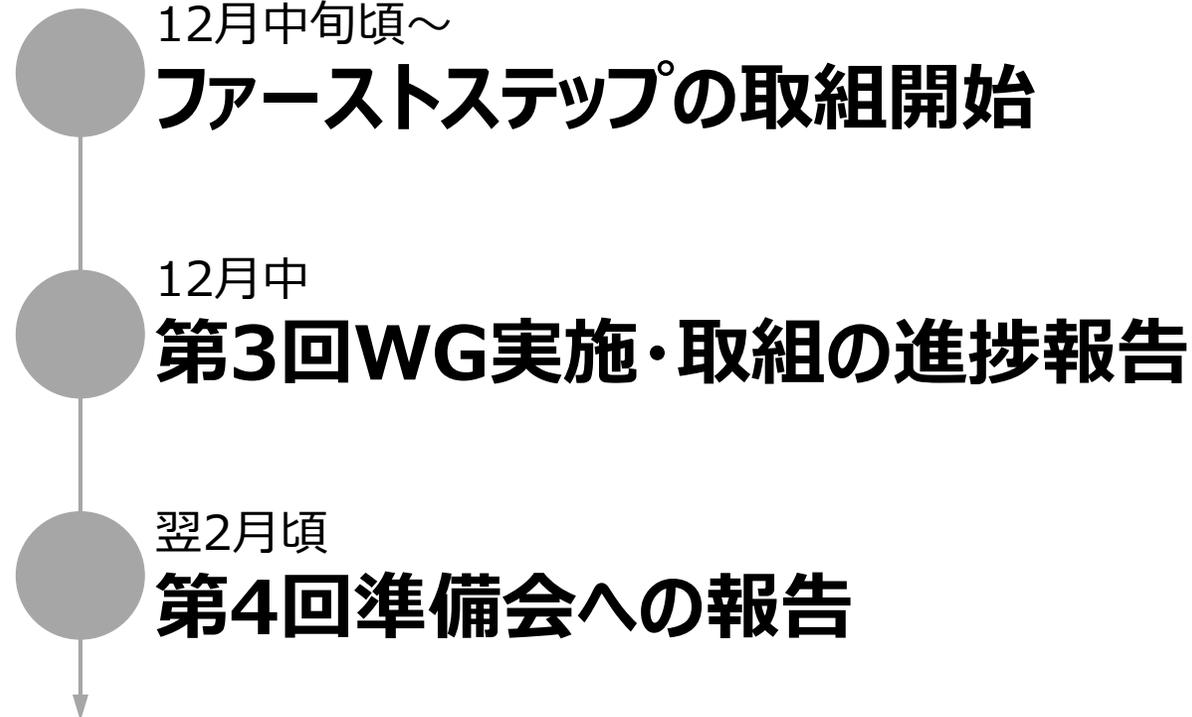
- 株式会社unerry
- 株式会社ロコガイド

データ 利用者

- エヌ・ティ・ティ レゾナント株式会社
- 株式会社ゼンリン

※12月1日に都との協定締結式を実施

今後の予定



【哲学（プリンシプル）】振り返り

あり方検討会

※1

「哲学」

基本方針

※2

第1回準備会

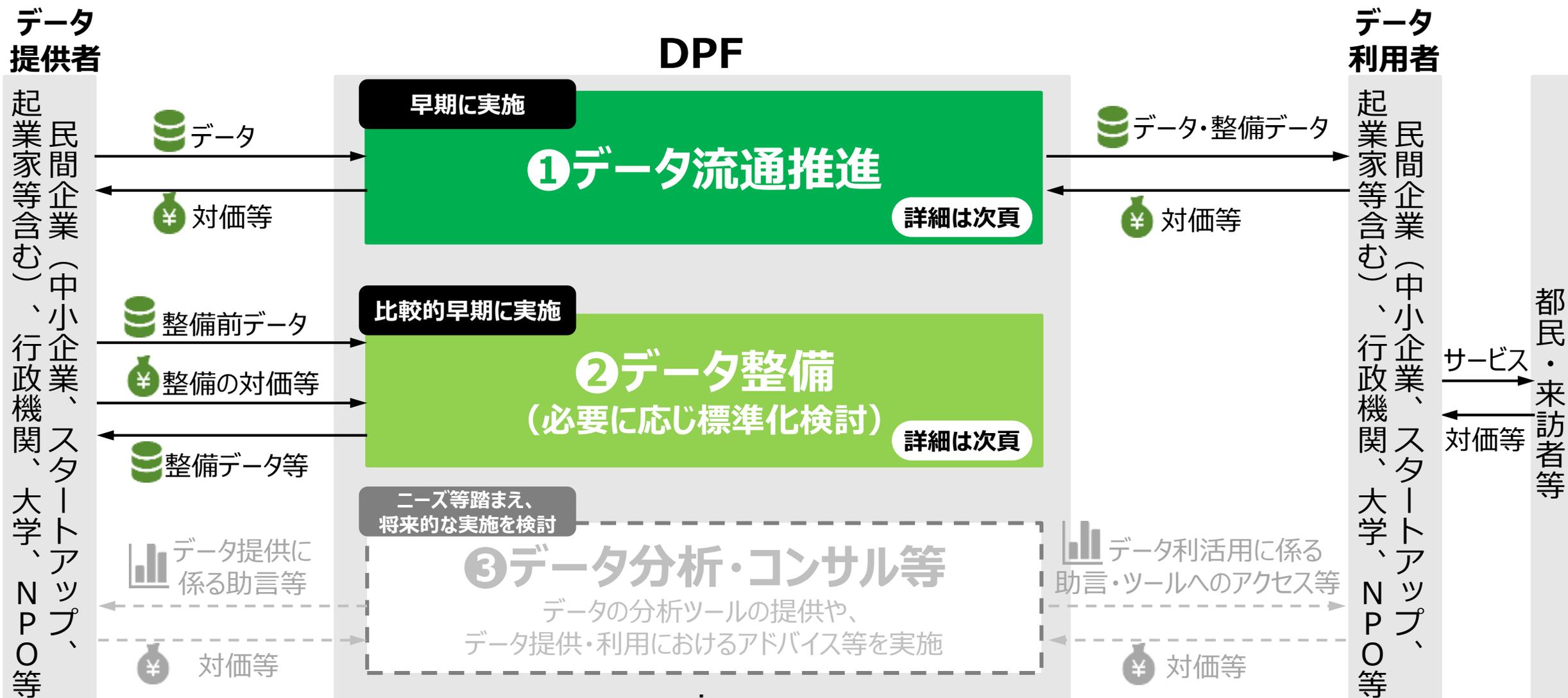
- 1 オープン志向** しかるべきルールに従えば、誰でも、何時でも、何処でも、何にでも使える
- 2 ターゲット型からの脱却** 将来における具体的応用を特定しすぎない。民間の活力を最大限活用する
- 3 徹底的なデジタル化** 業務をデジタルファーストで、徹底的にデジタル化を行う
- 4 アジャイル** 早期の実装に向けて、トライアンドエラーで推進を図る
- 5 分野横断型のデータ利活用** 個別分野で閉じず、分野横断でデータが連携することで、価値の増大を図る
- 6 大義と共感はセット** 都民に対して、大義を共感とセットで発信する
- 7 行政・公益事業・民間データの順に** DPFでは行政データ、公益事業系データ、民間データの順に取り扱いを広げる
- 8 「隗より始めよ」の精神で行動** 「隗より始めよ」の精神で、都からアクションを起こす
- 9 データを対話ツールとする** データは非専門職・都民との対話のツールとしても活用する
- 10 データを都民へ返す** オープンデータは、もともと都民のものだったデータを都民に返すことと捉える
- 11 都民参加の重視** 意欲ある主体を勧誘して合意形成、都民参加を重視する
- 12 実効性に重きをおく** DPFによるデータ活用の成果を実感できるよう、実効性に重きを置く

※1:「Society 5.0」社会実装モデルのあり方検討会

※2:スマート東京(東京版Society 5.0)の実現に向けたデータプラットフォーム構築の基本方針 (令和2年2月)

【DPF事業内容】振り返り：DPFの立ち位置・事業概要（1/2）

行司役を主な役割としつつ、データ流通を促進する事業も必要に応じて実施



【DPF事業内容】振り返り：DPFの立ち位置・事業概要（2/2）

①データ流通推進

②データ整備 (必要に応じ標準化検討)

事業概要

- 様々なデータ提供者が持つデータを、データ利用者がAPI等を通じて効率的にアクセスできる環境を提供
- データの種類やデータ提供者・データ利用者の属性に応じた利用料やアクセス権限の調整等も実施
- ①を促進するために、紙データ等のデジタル化の支援や、データのクレンジング・マスキング等を実施
- 状況に応じて、データ流通を促進する上で、**最低限必要な範囲での運用ルール等も適宜検討**

主なサービス利用者

- データ提供者、データ利用者ともに、民間企業（中小企業、スタートアップ、起業家等を含む）、行政機関、大学、NPO等、**様々な主体を想定**
- 特に、データ提供者となる**基礎自治体等の行政機関**を想定

イメージ例

- 複数のデータ提供者が各自保有する混雑状況等のデータを、マップサービス事業者等のデータ利用者が、APIを通じて効率的にアクセスできる環境を整備
- 既に区市町村でPDFや紙媒体等で保有しているバリアフリーや災害関連の情報等について、一定程度形式を揃えた上で、機械判読可能な形式への整備

…等

…等

【DPF事業内容】事業の全体像（詳細化）

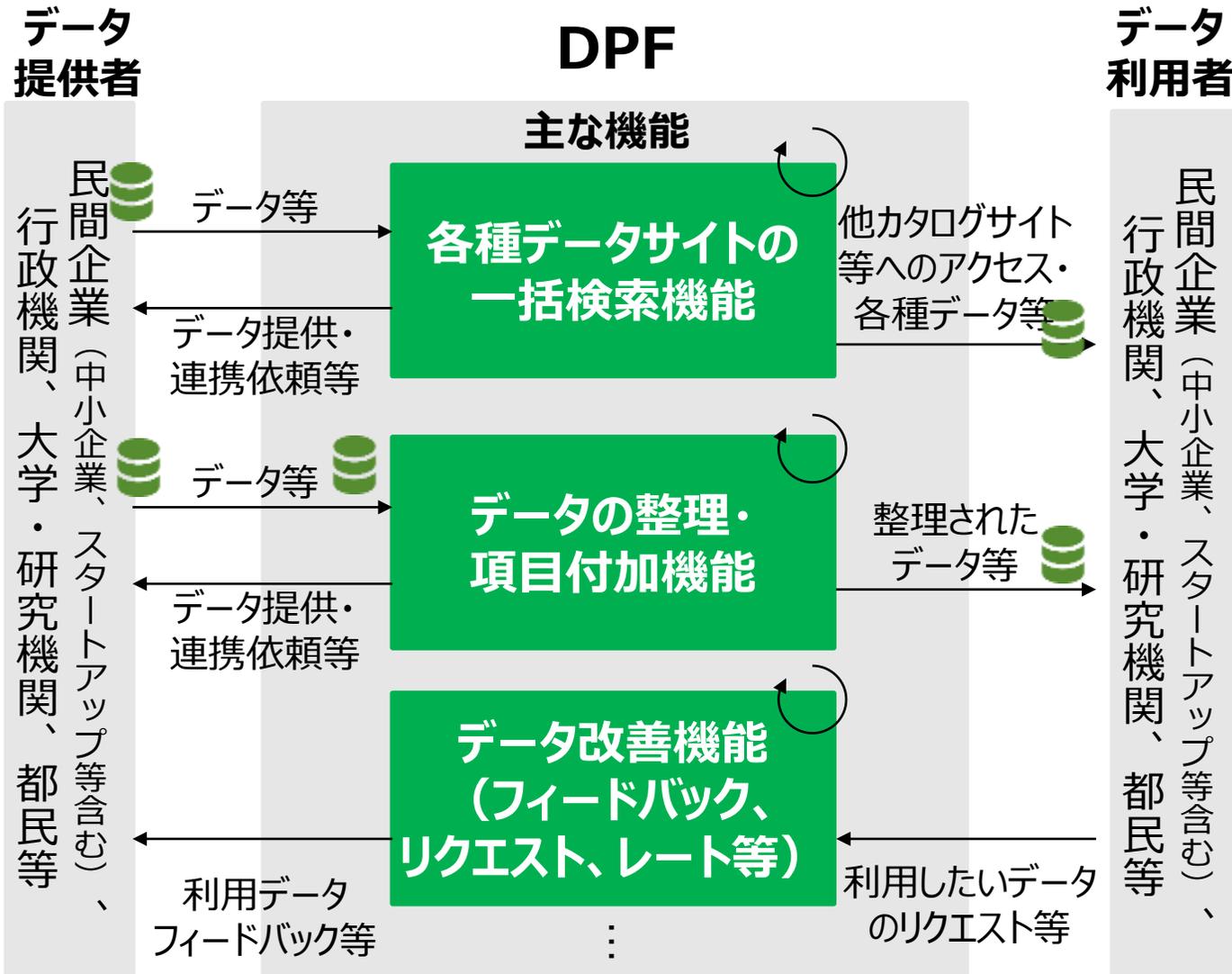
第2回準備会で頂いたご意見を踏まえ、事業内容を機能に分類・補足



※個別のデータの名称や属性等、対象となるデータに関する情報

【DPF事業内容】1.データライブラリ

官民の各種データを一元的に検索・利用可能な基盤を提供



各機能の概要 (想定)

- 都、区市町村、国、公的機関、民間のオープンデータを一括検索・アクセスする機能を提供
- データ提供者が個別に提供しているデータについて、検索性・利便性を高めるため、再分類や、データ項目 (メタデータ等) の付加 (段階的)
- 継続的にデータ改善をできるように利用者ニーズやログ、データレート※等のフィードバック機能
※データの機械判読性の可視化

先行的なユースケースを定めたいうで、詳細設計に入る

【DPF事業内容】2.データ流通プラットフォーム

利用条件付きデータなどの流通を促進する基盤を提供

データ
提供者

データ流通PF

データ
利用者

主な機能

提供者側向け

- 利用条件設定（対価、利用用途、利用者等）
- 利用状況の確認
- データ提供のためのAPI ...等

利用者側向け

- データ種類・利用条件等のデータ検索機能
- データ利用のためのAPI ...等

データ・
条件等

データ・
条件等

対価

対価

民間企業（中小企業、スタートアップ等含む）、
行政機関、大学・研究機関、都民等

民間企業（中小企業、スタートアップ等含む）、
行政機関、大学・研究機関、都民等

ポイント

- 取引量が少ない場合は、相対取引で対応可能
- 取引量の増加や条件を定めた取引約定が必要になった段階で左図プラットフォームへ
- その際、データ提供条件のルール化、取引ルール等の整備を行ったうえで基盤構築を進める
 - データ利用の対価、利用目的等

先行的なユースケースを定めたいうえで、詳細設計に入る

【DPF事業内容】3. ネットワーキング

DPFの活用事例の創出・周知、利用者のニーズ把握等を目的にイベントを開催

目的

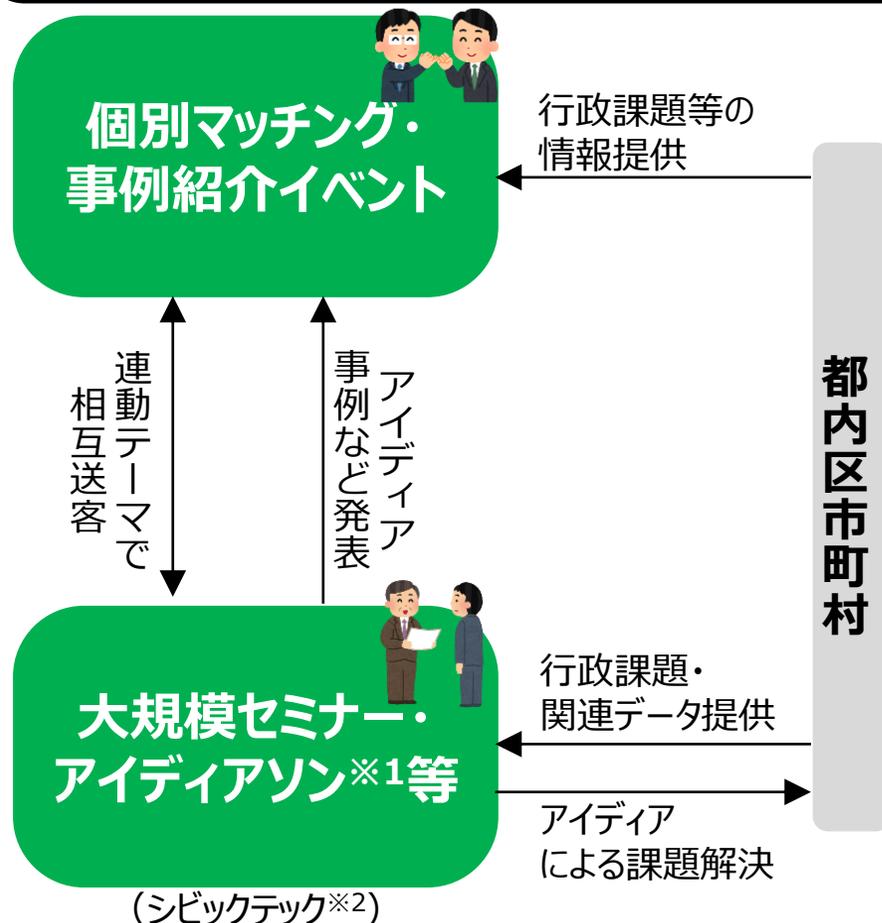
利用者数を増やし、
市場の魅力度を高める

DPF利活用の事例創出・周知
コミュニティ参加者数の増大

参加のインセンティブ強化
(他の主体との関係性強化、
自社サービスの広報等)

データカタログ充実に向けた
利用者ニーズ把握

事業概要



- 定期開催のイベントで、
 - DPFの活用事例紹介
 - 売りたい・欲しいデータの相互発表
 - アイディアソン等の優秀な結果・事例発表
 - 都の実証事業の結果報告...等

- 定期開催のイベントで、
 - DPFのデータを使ったアイデアソン等の実施
 - 大規模セミナーによる認知度向上・コミュニティ集客
 - 自治体等課題の解決...等

※1:特定のテーマについて、様々な主体が集まり新たなアイデア創出などを短期間で行うイベント

※2:市民がテクノロジーを活用して、地域の課題解決を目指す取り組み

【ユースケース】ユースケースの考え方

- どのようなデータを取り扱うのか規定するためにもユースケース策定が必要
- ユースケース策定にあたり、以下の3つの分類で検討を進める

ユースケース分類

概要

1 先行実証事業
(データ利活用実証等) から
適当とされたユースケース

今年度実施の「データ利活用実証プロジェクト」や
その他の実証においてDPFで取り扱うことが
適当とされたユースケース (例：施設系混雑等)

詳細は次頁

2 庁内データを活用した
ユースケース
(シーズ・プッシュ型※1)

東京都のオープンデータ等を活用したユースケース
(例：「だれでも東京」のバリアフリー情報、都バス運行情報等)

3 会員企業/区市町村/都民から
リクエストを受けたユースケース
(ニーズ・プル型※2)

DPFの参加者より広くニーズを募った中から出た
ユースケース

※1:既存の技術・データ等のリソースから検討を始める方法
※2:ユーザー等のニーズから検討を始める方法

※3:<https://www.daredemo-tokyo.metro.tokyo.lg.jp/>

【具体ユースケース】施設系混雑（2.データ流通PFの場合）

施設（店舗等）の疎密データの流通仲介

事業概要

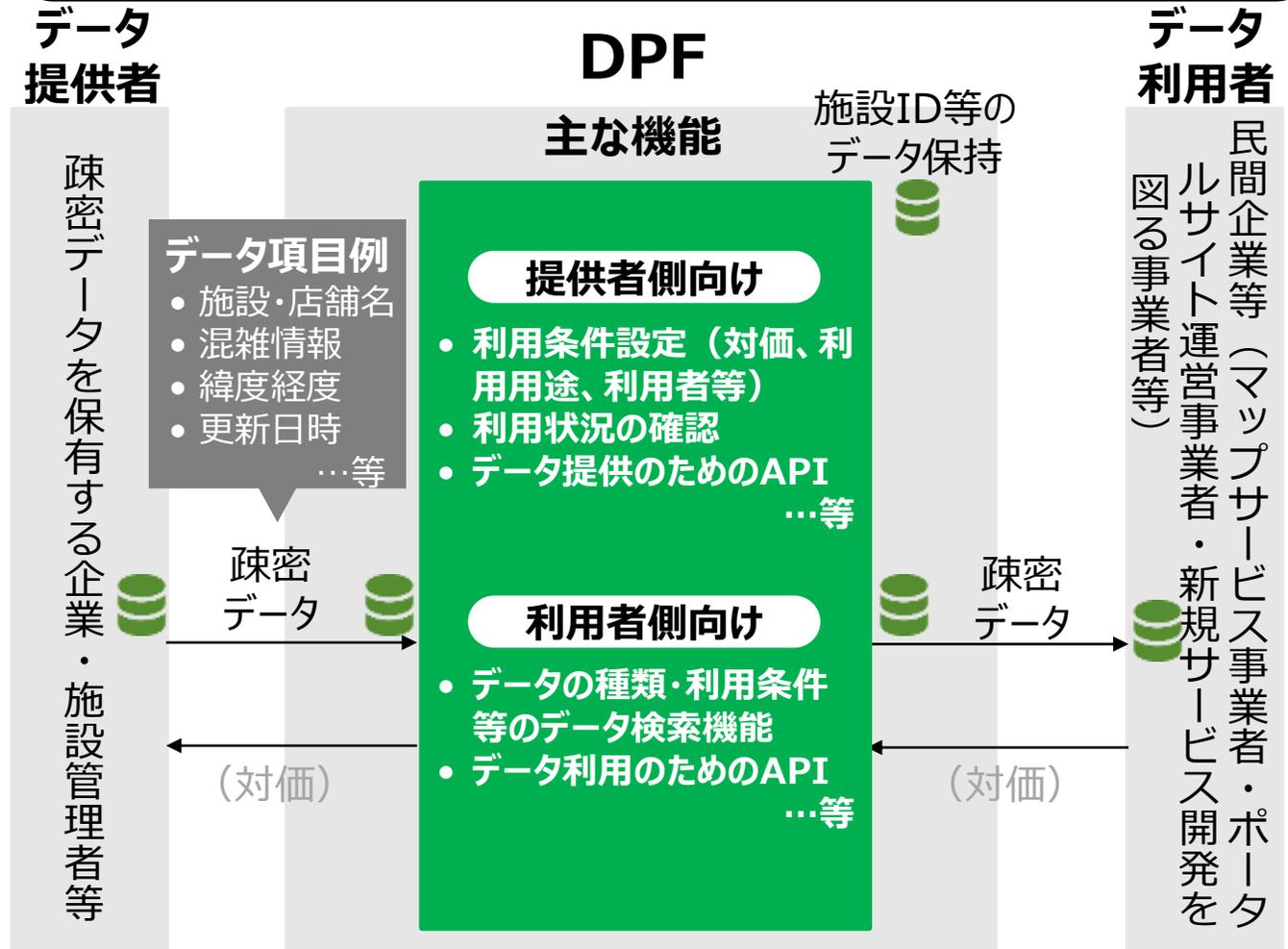
取組む意義・
解決を目指す課題

- コロナ禍における都民等の知りたい基本情報であり、「withコロナ」時代の経済活動における基礎的データである
- 現在は各データ提供者が独自の方法でデータを提供している場合が多く、利活用しにくい
- 上記の状況において、疎密データの流通を促すためには、適切な条件設定、場が必要

実施内容

- 個別の主体によって別々に公開されている、あるいは現在提供されていない施設の疎密データを、中立的な立場のDPFが仲介し、流通を促進

イメージ図



【収支の考え方】想定される収支項目

持続可能な運営に必要な最低限の収益を確保していく

想定される収入概要

個別サービス利用料

個別利用者にサービス利用料として負担いただく

データ
利用料

イベント
参加料

データ整備
委託料

...

各事業の一定のコストが生じるため、
受益者負担の考え方をベースに検討

共通的な会費

各会員にコミュニティ運営費用として負担いただく

会費

想定される支出概要

事業推進

1. データライブラリ

2. データ流通PF

3. ネットワーキング

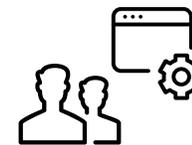
4. データ整備支援

各事業で生じる支出項目 (変動費が中心)

- データ対価
- イベント開催費
- データ整備事業費

...等

組織運営



事業横断で生じる支出項目 (固定費が中心)

- 組織人件費
- Webサイト運営費用
- 会員管理費用

...等

各事業の検討進捗や費用構造も踏まえ、会費と個別サービス利用料の組み合わせによる収入確保を検討

(参考) 東京都のオープンデータの取組

1.経緯

- 東京都オープンデータ公開サイト
 - 「東京都オープンデータカタログサイト」の開設（平成29年3月）
- 「東京都オープンデータ推進庁内ガイドライン」
 - 平成27年10月に策定し、平成29年3月に改定



2.目標

庁内オープンデータ化の推進

- 令和2年度までに、既存データのうち13重点分野**4万件**をオープンデータ化

区市町村オープンデータ化の推進

- 令和2年度までに、地方公共団体のオープンデータ取組率を**100%**とする

(参考)

- 「東京都ICT戦略」(平成29年12月)

【重点分野】

- ①人口減少・少子高齢化、②防災・災害計画、③まちづくり
- ④産業雇用創出、⑤医療・福祉、⑥税金、⑦生活、⑧交通情報、⑨オリンピック・パラリンピック、⑩観光、⑪環境、⑫芸術文化 ⑬治安

(参考)

- 「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」(平成30年6月15日閣議決定)

【参考】区市町村のオープンデータの公開状況は、①自庁HPで公開（都カタログサイトにも掲載）、②自庁HPでのみ公開、③都カタログサイトでのみ公開、④未対応 に分類される

東京都オープンデータカタログサイトとDPFの役割（1/2）

都オープンデータ カタログサイト

DPF（想定案）

運営主体



- 東京都
（戦略政策情報推進本部）

- DPF運営組織
→都とは別法人

参加団体



- 都庁各局
- 都内の区市町村（参加団体のみ）

- 【行政】都・区市町村、国
- 【民間等】企業、大学・研究機関、NPO等
→行政だけでなく、多様なプレイヤー

検索可能 データ

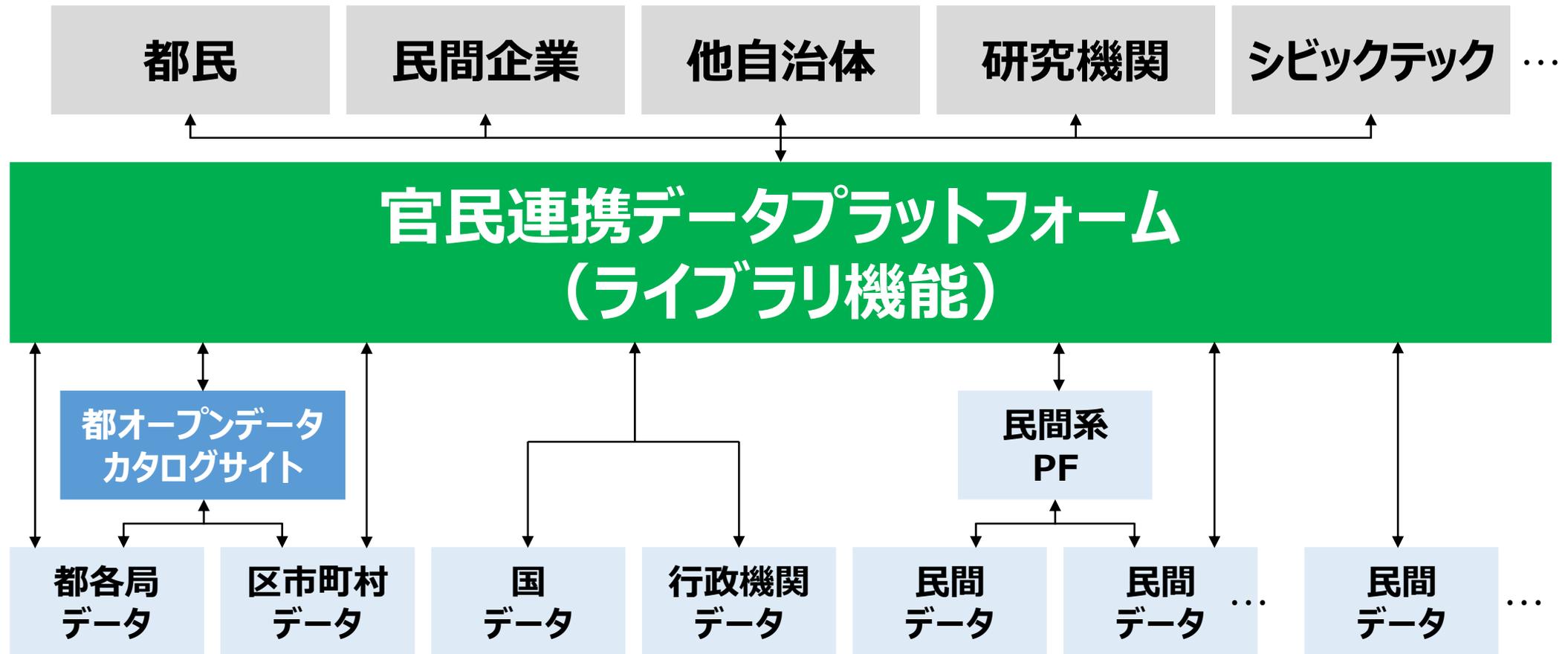


- 都庁各局のオープンデータ
- 参加区市町村のオープンデータ

- 都庁各局のデータ
- 区市町村のデータ
- 民間やその他の組織のデータ
→オープンデータ以外の利用者限定
データや有償データなども視野

東京都オープンデータカタログサイトとDPFの役割（2/2）

- DPFは、都・区市町村を中心に、国や他行政機関、民間データを集約
- オープンデータ以外のシェアードデータ※も取り扱う



※利用目的や利用者等が限定されたデータ

【ポリシー】ポリシー策定委員会 概要

ポリシー策定委員会では、官民連携DPFを運営する組織が扱うデータの収集や提供・利活用に係る基本的な考え方(ポリシー)を検討

ポリシー策定委員会 委員 (同カテゴリ内50音順)

弁護士	板倉 陽一郎 (ひかり総合法律事務所 弁護士)
	日置 巴美 (三浦法律事務所 弁護士)
	森 亮二 (英知法律事務所 弁護士)
学者	石井 夏生利 (中央大学 国際情報学部 教授)
	穴戸 常寿 (東京大学大学院 法学政治学研究科 教授)
産業界	坂下 哲也 (一般財団法人日本情報経済社会推進協会 常務理事)
消費者	沢田 登志子 (一般社団法人ECネットワーク 理事)

委員会日程

第1回

令和2年11月6日

第2回

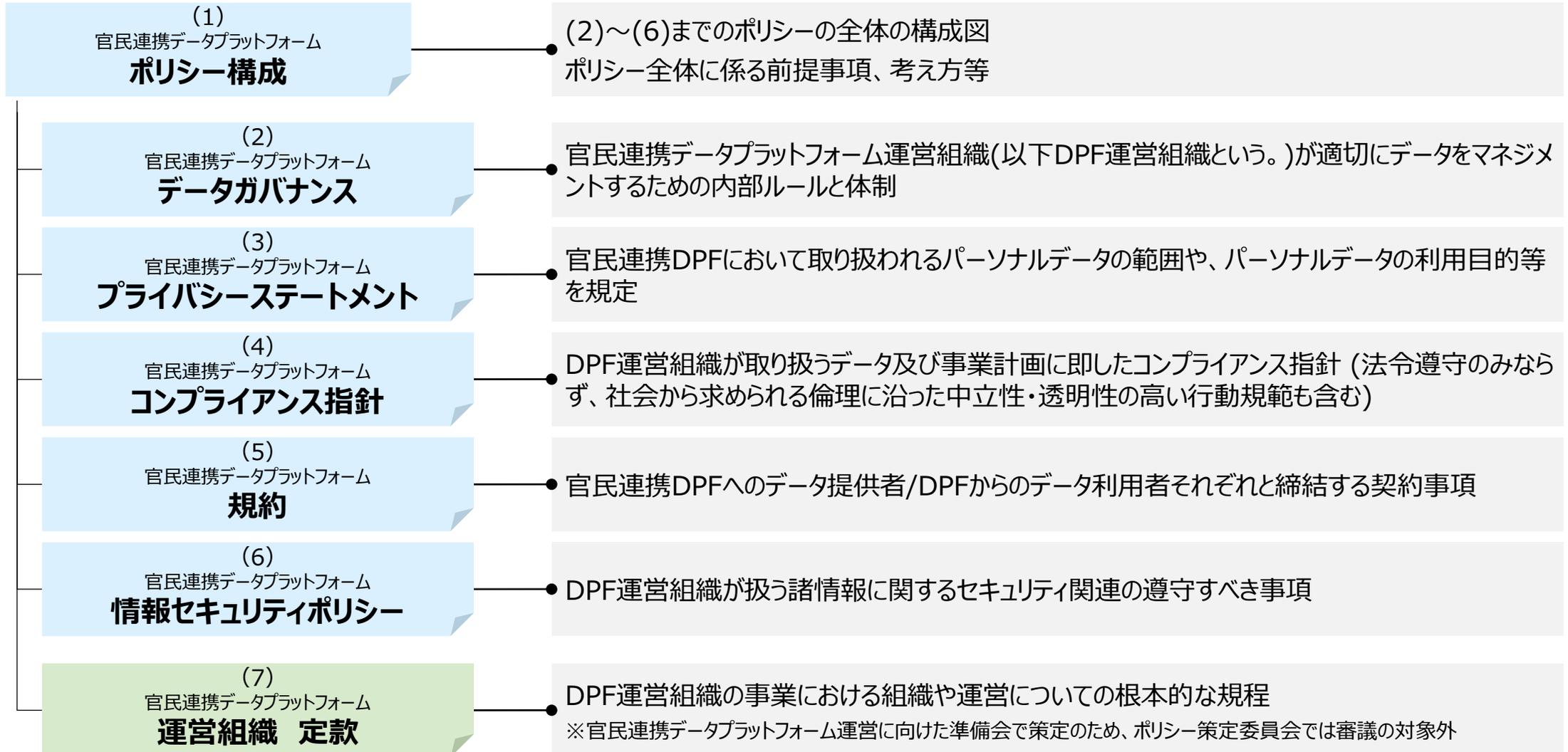
令和2年11月24日

第3回

令和3年2月上旬 (予定)

- 第2回ポリシー策定委員会にて、ポリシー素案について討議した
- 策定委員会でいただいた意見を踏まえて素案を更新の上、12月下旬からパブリックコメントを実施予定

DPFのポリシーは以下の各条項で構成



【ポリシー】第2回策定委員会で挙げた主な論点

準備会での議論対象となる、DPFの事業内容に係る論点が挙げられた

(1) DPFが 果たす機能

- ①データ取引に関するマッチングの場を提供するのか、
- ②DPFが信頼できる提供者からデータを受け取り、信頼できる利用者に提供するのか
 - ①②のどちらが官民連携データプラットフォームとして行う上で意義があるか
 - ②の責任が重すぎる場合は、個人情報を含むデータについては①、それ以外のデータは②とするなど、データによって分けるか

(2) データ提供者と 利用者の規律

- データ提供者・利用者に宣誓※1を求めるだけでなく、どのようなチェック※2を行うか
 - ※1 提供者：匿名加工が適切になされていることの宣誓など
利用者：目的外利用をしないこと、利用者が持つ個人情報に紐づけないことの宣誓など
 - ※2 例えば、(1)の②とするデータについて、データ提供者側の内部プロセスの説明を求める等

(3) DPFによる 個人情報・パーソナルデータの 取り扱い方

流通させるデータについて

- 個人情報の提供は当面行わない前提で、パーソナルデータ※の取り扱いをどうするのか

※個人の属性情報、移動・行動・購買履歴、ウェアラブル機器から収集された個人情報を含む。

「個人情報に加え、個人情報との境界が曖昧なものを含む、個人と関係性が見出される広範囲の情報」

(総務省情報通信白書H29版から抜粋)

詳細は次々頁

(参考) DPFが保持するデータの種類 (例)

事業執行上必要なもの・データ提供者の都合等から、DPF運営組織がデータを保持する

保持することが必要なデータ例

データ提供者がサーバー等を有しない場合

- 例) ニーズのあるデータで、データ提供者自身がデータ提供用のサーバーや、API等の機能を有しない場合

1.データライブラリ
2.データ流通PF
3ネットワーク
4.データ整備支援

事業の性質上保持する必要があるデータ

- 例) ライブラリに登録するための提供者情報や提供データのメタデータ等
- 例) 異なるエリア等でバラバラに提供されているデータを整理した場合の付加データ
 - 再分類した情報や検索性を増すための追加メタデータ

1.データライブラリ
2.データ流通PF
3ネットワーク
4.データ整備支援

データ流通を促進のために保持するデータ

- 例) データ取引における約定においてデータ受け渡しを担保するための過程で蓄積しておく場合

1.データライブラリ
2.データ流通PF
3ネットワーク
4.データ整備支援

事業の運営者として管理上必要なデータ例

- データ提供者・利用者のアカウント情報、利用ログ等
- データ取引の履歴情報
- 取り扱いデータの概要・サンプルデータなど

1.データライブラリ
2.データ流通PF
3ネットワーク
4.データ整備支援

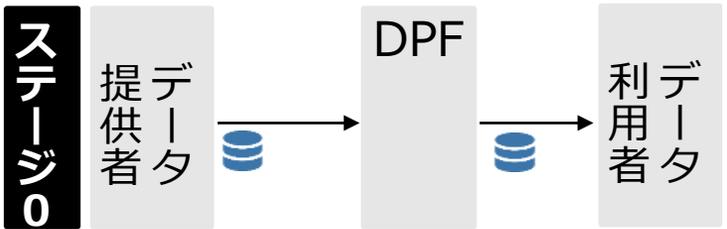
【ポリシー】(3)DPFによる個人情報・パーソナルデータの取り扱い方

ステージ2を当面実施する事業範囲に含めるか

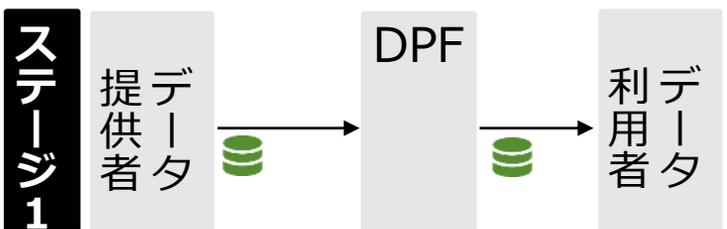
- 凡例
- 個人に関わらないデータ
 - 個人情報を含まないパーソナルデータ
 - 匿名加工等の加工済みのパーソナルデータ
 - 個人情報を含むパーソナルデータ

各段階のイメージ

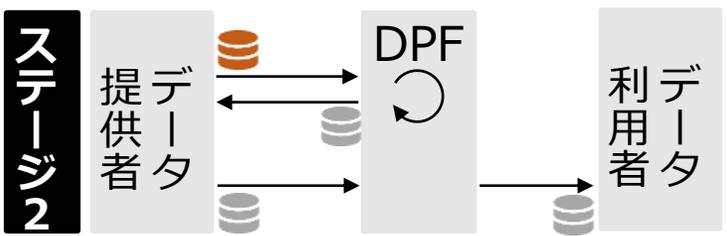
各段階の概要



- 個人に関わらないデータを流通

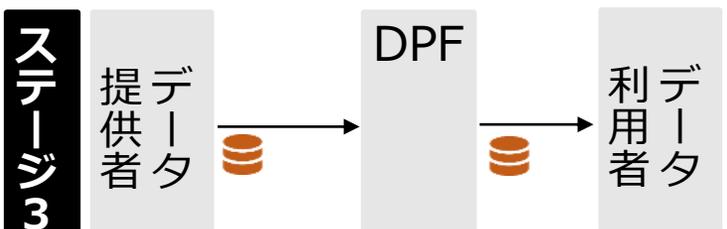


- 個人情報を含まないパーソナルデータを流通



- 個人情報を含むパーソナルデータをDPFで匿名加工等の加工をした上で流通

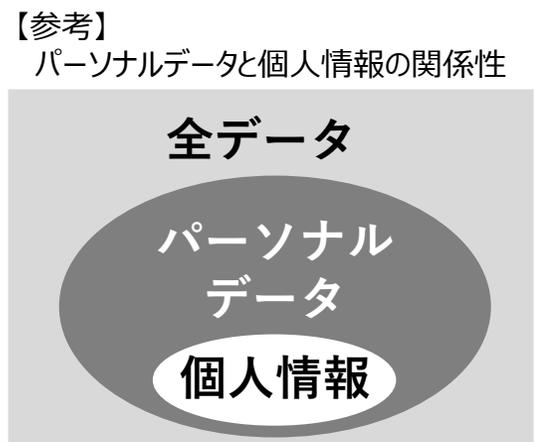
詳細は次頁



- 個人情報を含むパーソナルデータを流通 (個人の同意取得が前提)

詳細は次々頁

事業開始当初からの実施の候補



DPFのデータ流通・利用促進の狙いに即して、どのように・いつから実施するか

ステージ2までを安定的に運用し、ステージ3の取り扱いの準備が整った段階で開始を検討

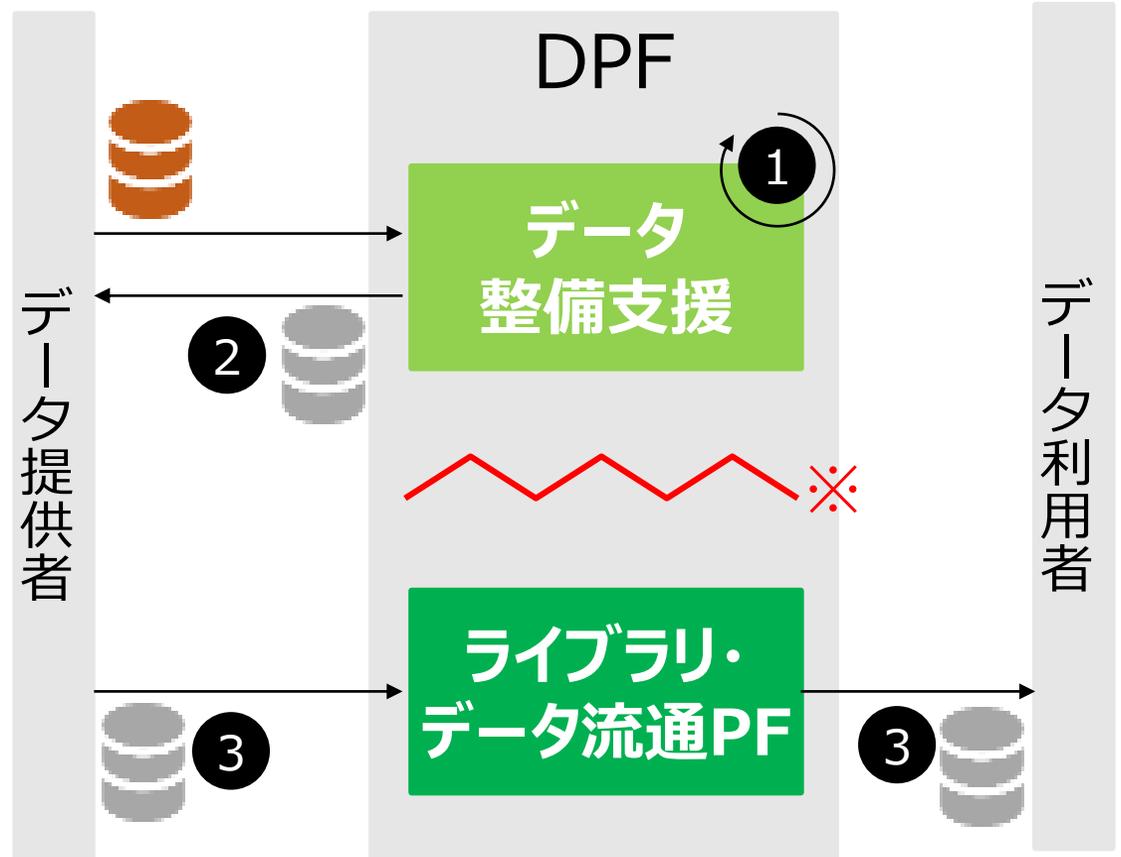
【ポリシー】ステージ2の詳細

凡例

- 匿名加工等の加工済みのパーソナルデータ
- 個人情報を含むパーソナルデータ

ステージ2

イメージ図



- 個人情報を含むパーソナルデータを、DPFで匿名加工等の加工をした上で流通

ポイント

- ステージ2を行う場合は、以下の流れを想定
 - ①個人情報を含むパーソナルデータをDPFで匿名加工等を実施
 - ②データ提供者に一度、匿名加工情報にしたものを返す / DPFからは原データ削除
 - ③データ利用者の需要のあった場合、当該データを流通させる
- ※その際、データ整備支援と、データライブラリ・データ流通PFの間に、組織・システム等のファイアウォール※1を設ける
 - 匿名加工等の委託をDPFが受ける場合に、委託範囲外のデータの混入等を防ぐための分別管理

※1: 特定の範囲の境界線に一定のルール等を設け、境界線の不適切な横断を防ぐ機能

(参考)データ提供元への関与・利用同意の取得

データ提供者から提供された提供元の個人情報、個人情報のままのDPFから先への転用が不可。提供元に対する転用の同意をDPF・データ提供者が再取得することも現実的に難しいため、加工・統計化データとして提供せざるを得ない

問題点

1 転用の同意取得が別途必要

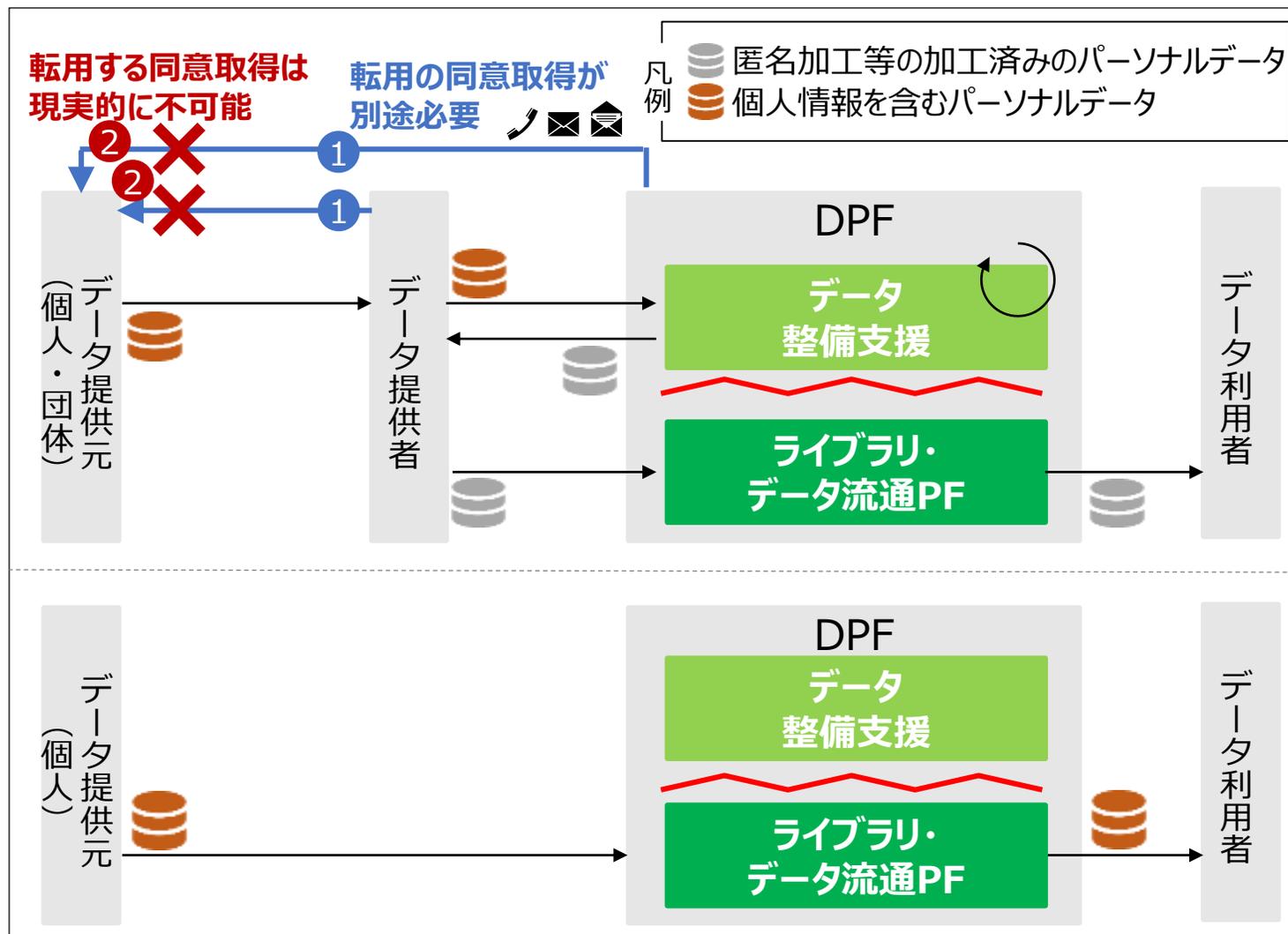
- データ提供者を介して得た個人情報は提供元から転用する利用許諾を得ていないことが想定される

2 転用の同意取得が困難

- データ提供者から提供元に対して、DPFから転用の同意を再取得してもらうことは現実的ではない
- データ提供元との接点を持たないDPFがデータ提供者の代わりに同意取得を得ることも現実的ではない。いきなりDPFから連絡することは、かえって提供元に対して不信感を募らせる懸念

✓ データ提供者から第三者提供が認められた個人情報取得した際は、加工・統計化したうえでデータ利用者に提供が可能（上図）

✓ DPFが個人情報を提供する場合は、提供元から直でデータを取得する必要がある（下図）



① 事業内容詳細について

- 下記の事務局案を進める上での留意点・助言、参考事例、等
 - 個別事業（データライブラリ、データ流通プラットフォーム、ネットワークワーキング、データ整備支援）について
 - ユースケース策定の考え方について
 - 収支の考え方について

② ポリシーに関連し準備会で議論すべき点について